

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する
明細書

連 結 事 業 年 度		：	：	法人名		
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否 (別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)						可
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 (別表六の二(八)付表「2」)	1	円	特 別 研 究 税 額 控 除 限 度 額 (6) + (7) + (8)		9	円
控除対象済特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(五)「3」)又は(別表六の二(六)「3」)	2		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)		10	
差 引 対 象 特 別 試 験 研 究 費 の 額 (1) - (2)	3		当 期 税 額 基 準 額 $(10) \times \frac{10}{100}$		11	
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 ((3) と別表六の二(八)付表「3」のうち少ない金額)	4		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((9) と (11) のうち少ない金額)		12	
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (((3) - (4)) と別表六の二(八)付表「4」のうち少ない金額)	5		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の③」)		13	
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100}$	6		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (12) - (13)		14	
税額控除割合が25%である試験研究に係る特別研究税額控除限度額 $(5) \times \frac{25}{100}$	7					
(6)及び(7)の試験研究以外の試験研究に係る特別研究税額控除限度額 $((3) - (4) - (5)) \times \frac{20}{100}$	8					